



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 10 月 19 日（月曜日） 第 755 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○決算の要領の公表……………（財政課）	1
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課）	1
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ " ）	1
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ " ）	2
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ " ）	2
○指定障害福祉サービス事業者の指定……………（障がい福祉課）	2
○指定障害福祉サービス事業の廃止（2件）……………（ " ）	3
○保安林の指定予定の通知……………（自然環境課）	3

頁

○鳥獣保護区の更新（3件）……………（自然環境課）	4
○特定猟具使用禁止区域（銃）の指定（2件）……………（ " ）	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）……………（砂防課）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ " ）	5
○土砂災害警戒区域の指定（2件）……………（ " ）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定（2件）……………（ " ）	6

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出（2件）……………（団体指導検査課）	6
○地図及び簿冊の認証（3件）……………（農村整備課）	6
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………（都市計画課）	7

病院局公告

○落札者等の公告……………	7
---------------	---

告 示

宮崎県告示第 725号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第3項の規定により、令和8年9月宮崎県議会定例会において認定に付された決算について、同条第6項の規定により、その要領及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 決算の認定に関する議会の議決

- (1) 令和7年度宮崎県歳入歳出決算 認定
- (2) 令和7年度宮崎県電気事業会計決算 認定

- (3) 令和7年度宮崎県工業用水道事業会計決算 認定
- (4) 令和7年度宮崎県地域振興事業会計決算 認定
- (5) 令和7年度宮崎県立病院事業会計決算 認定

2 決算の要領

別冊1のとおり

3 監査委員の意見

別冊2のとおり

宮崎県告示第 726号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4571701277	地域密着型特別養 護老人ホーム廣済 寺ビハール特養三 股中央	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4412-10	社会福祉法人三樺 会	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4390番地 1	令和8年9月1日	短期入所生活介 護
4560390272	訪問看護リハビリ ステーションHI KARI	宮崎県延岡市塩浜 町3丁目1795番地 1	合同会社やすらぎ	宮崎県日向市塩見 14005番地	令和8年9月7日	訪問看護

宮崎県告示第 727号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4571701277	地域密着型特別養 護老人ホーム廣済 寺ビハラー特養三 股中央	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4412-10	社会福祉法人三樺 会	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4390番地 1	令和8年9月1日	介護予防短期入 所生活介護
4560390272	訪問看護リハビリ ステーションH I K A R I	宮崎県延岡市塩浜 町3丁目1795番地 1	合同会社やすらぎ	宮崎県日向市塩見 14005番地	令和8年9月7日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 728号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570204596	ケアルーム おと なり	宮崎県都城市高城 町桜木 386番地9	合同会社レゾンデ ートル	宮崎県都城市高城 町桜木 386番地9	令和8年9月1日	訪問介護
4560390173	訪問看護ステーシ ョン 陽のひかり	宮崎県延岡市塩浜 町3丁目1795番地 1	株式会社陽のひか り	宮崎県延岡市塩浜 町3丁目1795番地 1	令和8年9月6日	訪問看護
4570200693	デイサービスふる る	宮崎県都城市安久 町5596番地3	有限会社ケアセン ターみやこじま	宮崎県都城市安久 町5596-1	令和8年9月17日	通所介護
4570300162	敬寿園ホームヘル プサービスセンタ ー	宮崎県延岡市桜小 路 356-11	社会福祉法人康生 会	宮崎県延岡市昭和 町3-9-3	令和8年9月30日	訪問介護
4570300253	敬寿園デイサービ スセンター	宮崎県延岡市桜小 路 356番地11	社会福祉法人康生 会	宮崎県延岡市昭和 町3-9-3	令和8年9月30日	通所介護

宮崎県告示第 729号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560390173	訪問看護ステーシ ョン 陽のひかり	宮崎県延岡市塩浜 町3丁目1795番地 1	株式会社陽のひか り	宮崎県延岡市塩浜 町3丁目1795番地 1	令和8年9月6日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 730号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400460	ヒカリマーリン	日南市戸高 1 丁目 4－6	株式会社メビウス	東京都港区赤坂六丁目10番45－ 703 号	令和 8 年10月 1 日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 731号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400288	南風の丘	日南市南郷町中村甲1068番地	社会福祉法人大樹会 S o c i a l W o r k 日南	日南市南郷町中村甲3528番地 2	令和 8 年 9 月30日	就労継続支援 A 型

宮崎県告示第 732号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400452	エスペランサ	日南市大字風田38 61番地	医療法人同仁会谷口病院	日南市大字風田38 61番地	令和 8 年 9 月30日	就労継続支援 B 型、自立訓練（生活訓練）

宮崎県告示第 733号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西諸県郡高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

西諸県郡高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 734号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成28年宮崎県告示第 681号で指定した三里川原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
三里川原鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
延岡市北川町川内名所在の宮崎北部森林管理署延岡国有林 1, 104林班から 1, 106林班までの区域、及び 1, 115林班から 1, 118林班までの区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護管理員との連携を図りながら、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 735号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成28年宮崎県告示第 682号で指定した二股鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
二股鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
延岡市北方町二股所在の宮崎北部森林管理署北方国有林 1, 130林班から 1, 138林班までの区域、及び同国有林内に所在する民有地の区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
地元自治体や鳥獣保護管理員との連携を図りながら、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第 736号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成28年宮崎県告示第 684号で指定した双石山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
双石山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
宮崎市大字鏡洲に所在する県道塩鶴木崎線と市道鏡洲丸野1号線との接点を起点とし、同所から同市道を南東に進み市道鏡洲丸野2号線との接点に至り、同所から同市道を南に進み加江田溪谷

遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を南に進み宮崎森林管理署家一郷国有林39林班の境界線との交点に至り、同所から同林班の境界線を東に進み同国有林29林班の境界線との接点に至り、同所から同林班の境界線を北東に進み加江田国有林30林班の境界線との接点に至り、同所から同林班の境界線を南に進み同国有林31林班の境界線との接点である斟鉢山の三角点（500.4メートル）に至り、同所から同林班の境界線を南に進み同国有林32林班の境界線の接点に至り、同所から同林班の境界線を南西に進み同国有林34林班の境界線との接点に至り、同所から同林班の境界線を東に進み同国有林35林班の境界線との接点である花切山の三角点（669.1メートル）に至り、同所から同林班の境界線を南に進み宮崎南部森林管理署海一郷国有林1036林班の境界線との接点に至り、同所から同境界線を西に進み宮崎市と日南市の市境との接点に至り、同所から同市境を西に進み主要地方道宮崎北郷線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み、県道塩鶴木崎線との接点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該地域は、鳥獣の生息に適した自然環境にあり、国有林を管理する森林管理署及び宮崎市有林を管理する宮崎市を中心とし、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

宮崎県告示第 737号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称
森山特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
延岡市北浦町古江に所在する下阿蘇川河口を起点とし、海岸線を南に進み旧延岡市と旧北浦町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み携帯電話中継施設入口に至り、同所から林道森山線を北に進み綾線に至り、同所より同綾線を南東に進み林道森山線に至り、同所から同林道を南に進み市道松ノ木森山線との交点に至り、同所より同市道を東に進み綾線に至り、同所から同綾線を南に進み阿蘇集落を経て起点に至る線に囲まれた区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

宮崎県告示第 738号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称
下富田特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域
児湯郡新富町大字下富田に所在する国道10号と町道八幡～大湊

線交点を起点とし、同所より同国道を北上し、町道南原線との交点に至り、同所より同町道を東に進み、町道越馬場～野中線との交点に至り、同所より同町道を東に進み、鬼付女橋に至り、同所より鬼付女川に沿って南東に進み河口に至り、同所より富田浜入江に沿って南に進み、町道大淵～王子線との接点に至り、同所から同町道に沿って南に進み、町道大淵線との交点に至り、同所より同町道を西に進み町道八幡～大淵線との交点に至り、同所より同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

宮崎県告示第 739号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 20 年宮崎県告示第 567 号、平成 28 年宮崎県告示第 183 号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 10 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
木 城 町	古 畑	Ⅱ－１－6163	急傾斜地の崩壊
	北 山 2	Ⅰ－１－2115	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 740号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 21 年宮崎県告示第 484 号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 10 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
川 南 町	通 浜 2	Ⅰ－１－1099	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 741号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 8 項の規定により、平成 25 年宮崎県告示第 168 号、平成 28 年宮崎県告示第 184 号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 10 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
木 城 町	古 畑	Ⅱ－１－6163	急傾斜地の崩壊
	北 山 2	Ⅰ－１－2115	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 742号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 10 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
木 城 町	古 畑	Ⅱ－１－6163	急傾斜地の崩壊
	北 山 2	Ⅰ－１－2115	急傾斜地の崩壊
	木寺－３－新①	Ⅱ－１－6176－新①	急傾斜地の崩壊
	木寺－３－新②	Ⅱ－１－6176－新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 743号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 10 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
川 南 町	通 浜 2	Ⅰ－１－1099	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 744号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木 城 町	古 畑	Ⅱ－1－6163	急傾斜地の崩壊
	北 山 2	I－1－2115	急傾斜地の崩壊
	木寺－3－新①	Ⅱ－1－6176－新①	急傾斜地の崩壊
	木寺－3－新②	Ⅱ－1－6176－新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 745号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川 南 町	通 浜 2	I－1－1099	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 裕 二	西臼杵郡高千穂町大字押方 407番地

（任期：令和9年9月30日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、向山土地改良区（高千穂町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 重 喜	西臼杵郡高千穂町大字向山4694番地

（任期：令和10年10月18日まで）

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
国富町
- 2 地籍調査を行った時期
令和4年6月1日から令和8年2月26日
- 3 地籍調査を行った地域
大字深年、大字須志田の各一部
- 4 認証年月日
令和8年10月8日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った時期
令和4年10月1日から令和8年3月11日
- 3 地籍調査を行った地域
大字毛吉田の一部
- 4 認証年月日
令和8年10月8日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市

- 2 地籍調査を行った時期
令和5年5月1日から令和8年3月9日
- 3 地籍調査を行った地域
北西方の一部
- 4 認証年月日
令和8年10月8日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年10月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及びその名称
都城広域都市計画公園
4・4・21号 神柱公園
6・5・11号 都城運動公園
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和8年10月19日

宮崎県病院局長 重黒木 清

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
宮崎県立3病院診療材料等調達及び包括管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課財務担当 宮崎市橘通東1丁目9番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年10月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南2-16-1
- 5 随意契約に係る契約金額
433,620,000円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第 372号）第11条第1項第1号に基づく随意契約

--	--